



第9次
いわき市高齢者保健福祉計画
〔令和3(2021)年度～令和5(2023)年度〕

〈概要版〉

いわき市

1

計画策定の背景



◆ 計画策定の趣旨

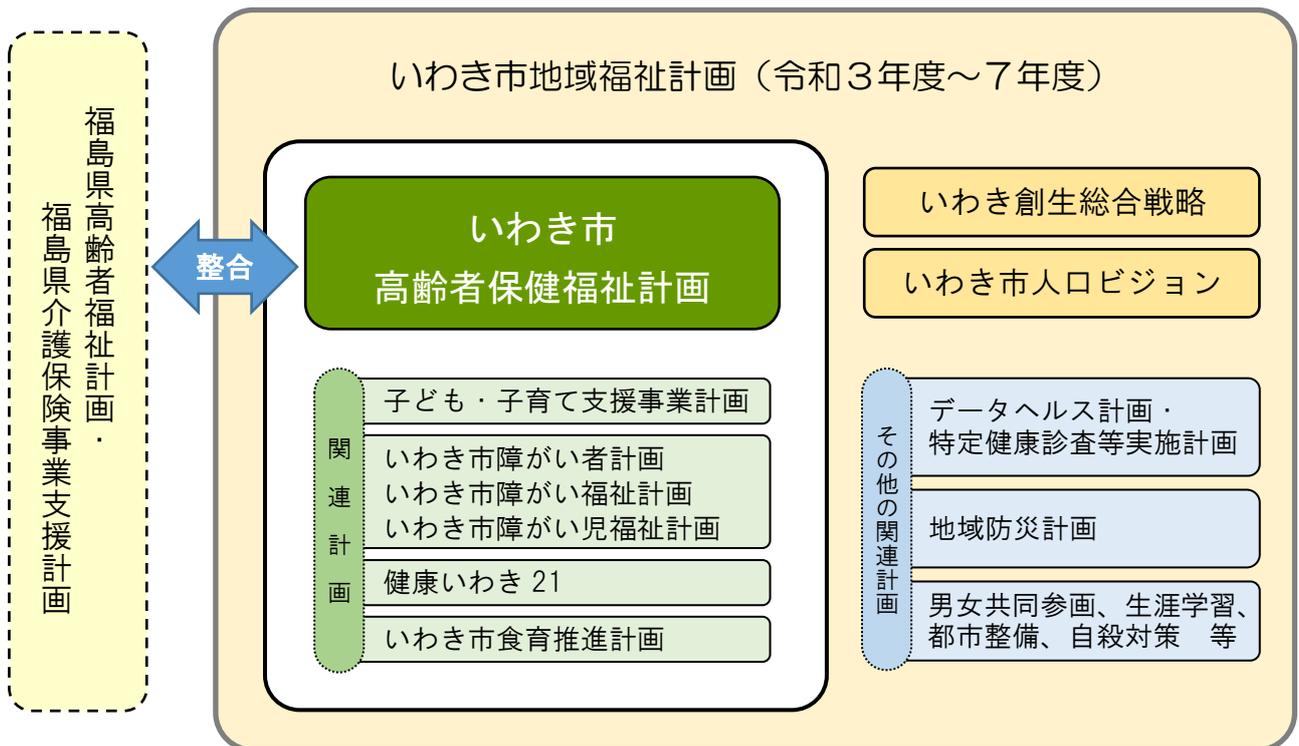
本計画は、これまでの第8次計画が令和2年度をもって終了したことから、令和3年度～5年度を計画期間とした第9次計画として、本市の高齢者保健福祉施策の基本方針や施策体系を定めるほか、介護保険第1号被保険者保険料の算定根拠となる介護保険サービス給付費の見込みや、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた行政計画となります。これまで、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを目指し、第7次計画では構築のための取組みの本格化、第8次計画では深化・推進してきましたが、第9次計画においては更なる推進を図っていきます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点での施策を推進するとともに、社会保障制度の新たな展開を目指します。



◆ 法令等の根拠

本計画は、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。また、県で定める「福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画」との整合を図るとともに、本市の福祉分野における総合計画である「いわき市地域福祉計画（令和3年度～7年度）」をはじめとする関連計画と調和が取れたものとしします。



◆ 計画の期間

本計画の計画期間は令和3（2021）～5（2023）年度の3年間となります。

第8次計画			第9次計画（本計画）			第10次計画			第15次計画		
H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)
						団塊の世代が後期高齢者に			団塊ジュニア世代が前期高齢者に		
令和7（2025）年度までの中長期的な視点に立った施策の展開						令和22（2040）年度を展望した社会保障					

◆ 制度改正のポイント

国では、近年の状況を踏まえて、地域共生社会の実現に向け、それを推進するために以下の3つの観点による介護保険制度の見直しと社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備を合わせて一体的な改革に取り組むこととしています。

1. 介護予防・地域づくりの推進
～健康寿命の延伸～／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
2. 地域包括ケアシステムの推進
～地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント～
3. 介護現場の革新
～人材確保、生産性の向上～

また、重要な取組み等に関して、計画の柱となる7つのポイントをまとめています。

- ① 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

◆ SDGs 推進と本計画の関係



SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。本計画においても、目標（ゴール）を念頭に、達成に向けた施策を推進していきます。

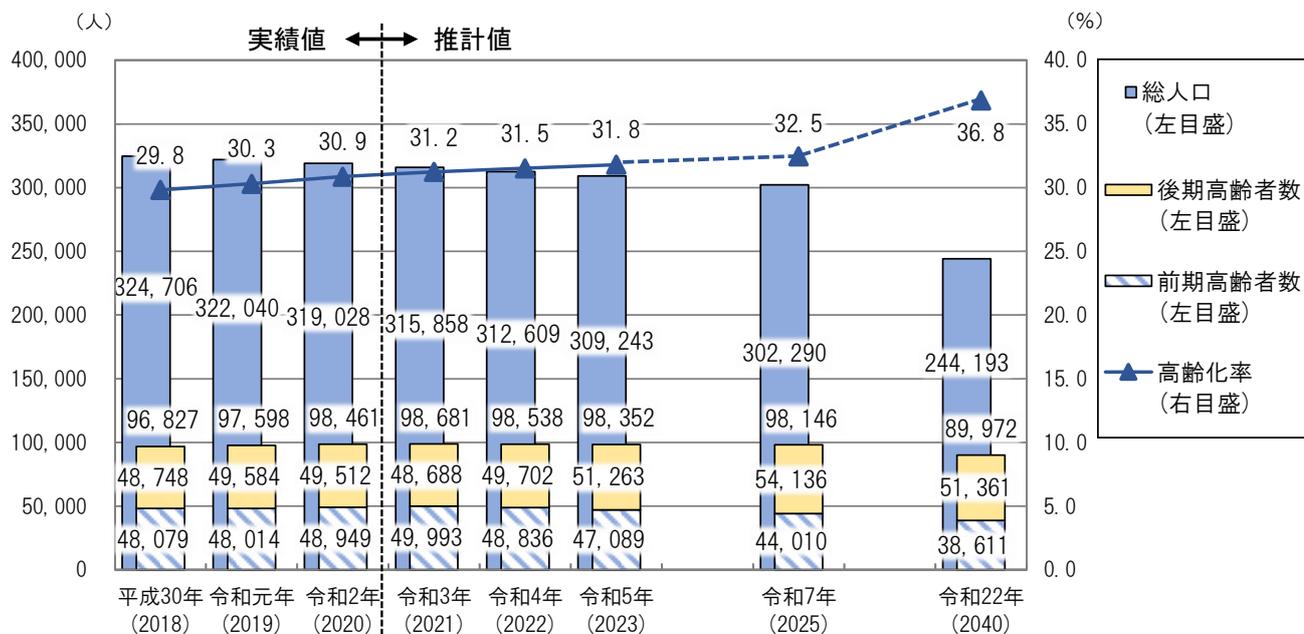


2 本市の高齢者をめぐる状況



◆ 本市人口の将来推計

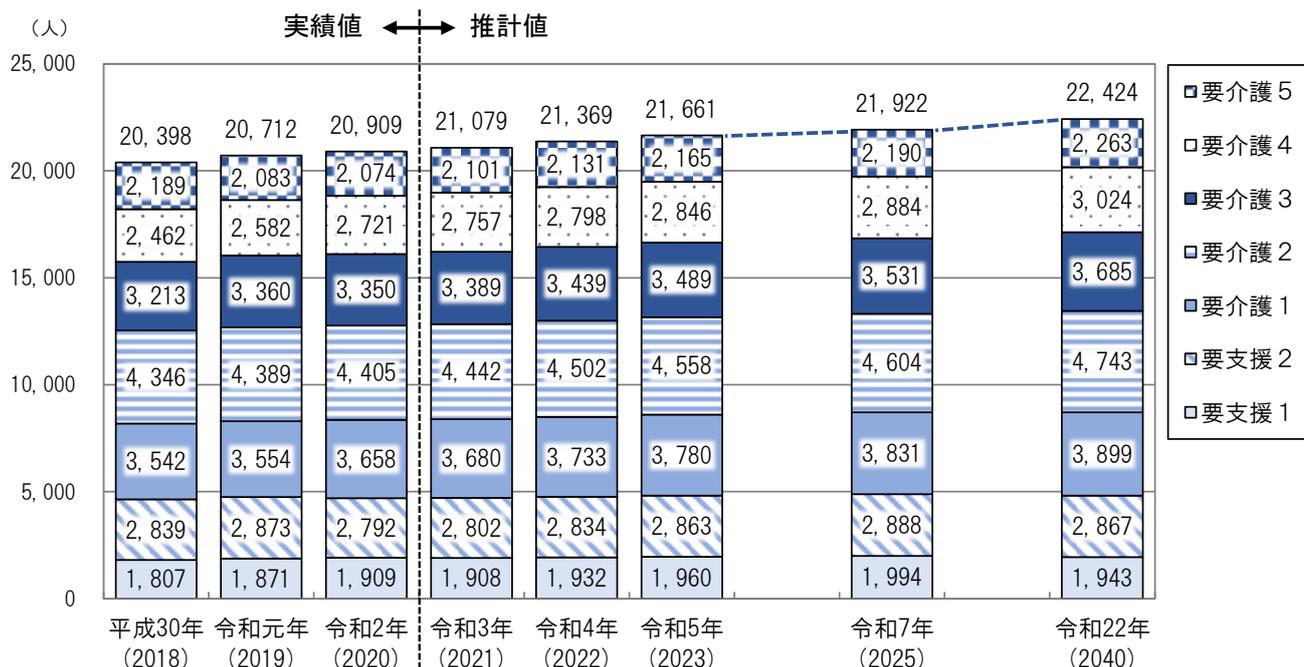
- 総人口は減少。高齢化率は上昇し令和 22（2040）年には 36.8%になる予想です。
- 前期高齢者は、令和 3（2021）年をピークにその後は減少。後期高齢者は、令和 3（2021）年に減少した後は増加に転じ、前期高齢者を上回る予想です。



出所：いわき市による推計値

◆ 本市の要介護・要支援認定者(第1号・第2号被保険者)の将来推計

- 認定者数は増加傾向で推移し、令和 22（2040）年には 22,424 人になる予想です。



出所：いわき市による推計値



3

基本理念と取組みの方向性



◆ 基本理念

本市では、第7次計画以降、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進してきました。第9次となる本計画においても、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを受け継ぎながら深化・推進し、さらに令和22(2040)年を見据え、今後高齢者となる方たちも含めて、それぞれがより健康に生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、高齢者保健福祉の一層の向上に取り組んでいきます。

このような背景から、第9次計画の基本理念については、以下のように定めます。



◆ 取組みの視点



本計画では、「2025年、2040年を見据えたビジョン」として、第8次計画から継承となる「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指します。

取組みの視点としては新たに、「災害や感染症対策に係る体制整備」を9つ目に追加し取り組んでいきます。



◆ 9つの取組みの視点と施策の方向性

1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実

高齢者の多様なニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備や情報発信の強化によって、本人が希望する暮らし方について本人やその家族が検討・選択しやすいような環境を整え、住み慣れた地域で最期まで尊厳ある暮らしが続けられるような支援に努めます。

また、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センターと行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、PDCAの充実による効果的な運営の継続という観点から、複合的な機能強化を図っていきます。



施策の方向性	主 な 事 業
①相談体制の充実	・地域包括支援センター運営事業 ・障害者相談支援事業 など
②地域ケア会議の充実	・地域ケア会議等事業
③様々な媒体による情報発信	・つながる・いわき事業 ・公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進 【ユニバーサルデザインひとづくり推進事業】
④尊厳ある暮らしの支援	・権利擁護支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 など

2 安心して暮らせる住まい環境の整備

介護サービスの提供基盤については、これまでも各期計画に基づき整備を進めてきましたが、今後も、サービス需要の増加、認知症高齢者の増加及び生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、適切にサービス提供基盤の整備を進めます。



施策の方向性	主 な 事 業
①施設整備や待機状況の解消に対する取組み	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備 ・養護老人ホームの運営 ・軽費老人ホームへの補助 など
②在宅生活の継続と介護者支援	・高齢者住宅リフォーム給付事業 ・住宅改修相談支援等事業 ・家族介護用品給付事業 など
③地域に開かれた介護施設の整備	・地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

3 地域で支える仕組みづくりの推進

多様な主体によるサービスの創出と公的なサービスの充実によって、これまで対応できなかった生活支援ニーズにも対応できるような仕組みづくりを進めます。

また、住民支え合い活動を行う住民組織の結成を支援することを通じて、地域の支え合いの機運を高めていきます。



施策の方向性	主な事業
①多様な主体によるサービスの創出	・住民支え合い活動づくり事業 ・地域共生社会まちづくり事業 など
②公的なサービスの充実によるフレイルの予防	・配食サービス事業 ・はいかい高齢者等SOSネットワーク事業 など

4 健康づくり・介護予防の推進

公的なサービスの多様化と拡充を図るため、サービス提供体制を強化します。

また、自助・互助・共助・公助の役割分担の明確化と、自助・互助への効果的な公的支援のあり方を整理していきます。



施策の方向性	主な事業
①健康づくり・介護予防の推進	・介護予防・生活支援サービス事業 ・いわき市シルバーリハビリ体操事業 など
②リハビリテーションの推進	・介護保険サービス（リハビリテーション・機能訓練、口腔や栄養に係る取り組みの強化）
③介護予防活動などに取り組む地域拠点の拡充	・つどいの場創出支援事業 ・三和ふれあい館運営事業 など
④住民主体の活動に対する公的支援のあり方の整理	・住民支え合い活動づくり事業 ※再掲

5 生きがいづくりと社会参加の促進

より多くの高齢者が、ボランティア活動を通して地域社会との交流を図る場へ参加できるような取組を推進するとともに、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、関係機関と連携強化を図り、地域における多様な就業機会を確保・提供していきます。



施策の方向性	主な事業
①地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供	・いきいきシニアボランティアポイント事業 ・防犯まちづくり推進事業 など
②地域社会との交流の場の提供	・シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催 ・世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施 ・地区敬老会の開催 など
③就労機会の確保	・シルバー人材センターの活動支援



6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化

国を挙げて取り組んでいる介護離職ゼロや地域医療構想の推進に伴い、今後さらに拡大する介護サービスへの需要に対応できるよう、必要となる介護人材の確保に向け、これまで以上に介護の仕事が魅力ある職業として認知されるような取組みを重点的に実施します。

併せて介護人材及び介護サービスの質を向上させる取組みを実施し、国、県及び事業者等と連携を図りながら、本市の実情に応じた取組みを推進します。



施策の方向性	主 な 事 業
①介護の仕事の魅力向上	・ 介護人材育成事業 ・ 高校生就職支援事業
②多様な人材の確保・育成	・ 福祉介護人材定着支援事業 ・ 資格取得の支援
③介護サービスの質の向上	・ 介護給付等費用適正化事業 ・ 介護相談員派遣事業 など
④生産性の向上を通じた労働負担の軽減	・ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援【地域医療介護総合確保基金】
⑤外国人介護人材の活用の検討	・ 外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討

7 医療と介護の連携強化

医療と介護の連携については、市医師会や地域包括支援センターなど様々な団体において顔の見える関係づくりを行っており、連携体制の構築と強化が図られてきました。引き続き、連携に関する課題を把握し、その解決策について協議していくとともに、成果指標を設定し、進捗管理を行うなど、連携の深化に取り組んでいきます。

また、広く市民に対しても健康維持、在宅医療やリビングウィル等についての理解や啓発を行っていきます。



施策の方向性	主 な 事 業
①在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実	・ いわき医療圏退院調整ルールの実運用
②関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成	・ 在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催
③在宅医療や介護サービスに関する普及啓発	・ 在宅医療出前講座（共催事業）の開催



8 認知症対策の推進

国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」の観点から、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症の状態像に合わせた適時適切な医療・介護サービスが提供される体制の構築を図ります。

また、認知症の方とその家族を支えるため、認知症の正しい理解の普及啓発をもとにした地域づくりを進めていきます。



施策の方向性	主な事業
①多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築	・ 認知症多職種協働研修会
②認知症に関する正しい知識と理解の促進	・ 認知症サポーター養成講座
③本人とその家族への支援の充実	・ 認知症地域支援推進員の配置 ・ オレンジカフェ以和貴 ・ 認知症初期集中支援チーム ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 など
④本人とその家族の視点の重視	・ 本人ミーティング

9 災害や感染症対策に係る体制整備

台風や豪雨等の災害、新型コロナウイルス感染症の発生において、公助だけでの対応は困難であることが明らかとなりました。高齢者が安心・安全に生活できるよう、自助・互助・共助・公助による支え合いの地域社会を目指し、「いわき市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の支援体制の強化を図るとともに、県、庁内関係部署及び事業者と連携し、感染症予防対策及び発生時における支援体制の整備を図ります。



施策の方向性	主な事業
①災害対策の充実	・ 避難行動要支援者避難支援事業 ・ 緊急通報システム事業 ・ いわき見守りあんしんネット連絡会を通じた見守り・声かけ活動
②感染症対策の充実	・ 高齢者等救急医療情報キット配布事業 ・ 予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌） ・ 結核予防事業



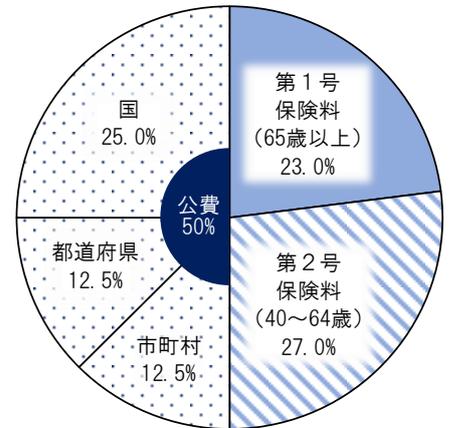
4 介護保険料について



◆ 介護保険の財源

介護保険の財源は、40歳以上の方が納める保険料と公費（税金）でまかなわれています。介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

右のグラフは介護保険費用の負担割合です。負担割合は65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。65歳以上の方の人口が増加しているなか、両者の1人あたりの保険料の均衡を図るために、3年に1度見直されます。



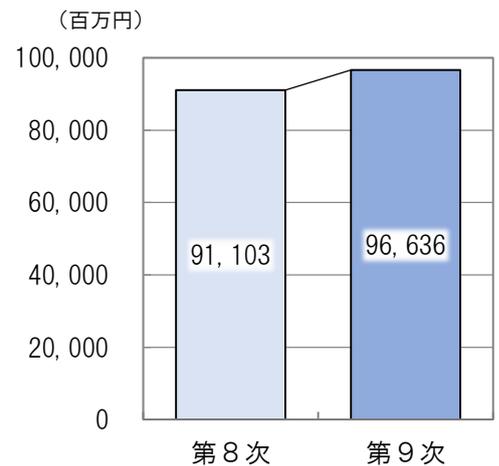
◆ 介護保険料の算出

65歳以上の方の介護保険料は、保険給付費及び地域支援事業費の給付額に、各公費負担分、保険料の予定収納率等を加味し、第1号被保険者の所得段階別の人数を考慮して算出します。令和3年度～令和5年度の3年間における第1号被保険者の保険料基準額は6,200円となり、この基準額をもとに、所得に応じ11段階に区分されます。

● 介護保険料の算出方法

● 総費用額の推移（見込み）

第9次の総費用額は、約966億円（約55億円増額）になる見込みです。



社会全体で
介護保険を
支えています



① 第1号被保険者数の推計

- 将来人口推計をもとに算出

② 介護サービス等に必要費用の合計（総費用額）の推計

- 在宅サービスの利用者数と利用量及び施設・居住サービスの利用者数の見込みをもとに、各介護サービスの費用である総給付費を推計
- 特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等、その他の給付額等を推計
- 地域支援事業費や市町村特別給付などを推計

③ 介護保険料収納必要額の推計

- 総費用額に、介護給付費準備基金の取崩しや第1号保険料負担割合等を反映し、介護保険料収納必要額を算出

④ 介護保険料収納必要額（月額）の推計

- 予定介護保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数から、介護保険料収納必要額（月額）を算出

介護保険料基準額（月額6,200円）



第1号被保険者の保険料は、保険料基準額6,200円に所得段階別の割合を乗じて1か月あたりの金額を算出したのち、12倍し、100円未満を四捨五入することで年額を算出しています。

なお、算出結果は以下の通りです。

所得段階区分	年額（円）	対 象 者
第1段階 (30%)	22,400円	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 ^{※1} とその他の所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方
第2段階 (50%)	37,200円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階 (70%)	52,100円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階 (88%)	65,500円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (100%)	74,400円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える方
第6段階 (113%)	84,100円	・本人が市民税課税で、合計所得金額 ^{※3} が125万円以下の方
第7段階 (125%)	93,000円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の方
第8段階 (150%)	111,600円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階 (175%)	130,200円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第10段階 (190%)	141,400円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方
第11段階 (200%)	148,800円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方

(第1段階から第3段階の保険料については、政令の定めにより、それぞれ公費負担による軽減を行っています。)

※1：年金収入額とは、遺族・障がい年金などの非課税年金を除いた公的年金の1年間の受給額を指します。

※2：その他の所得金額とは、年金収入以外の収入に係る「所得」（収入から必要経費などを差し引いた金額）の合計額を指します。

※3：合計所得金額とは、全ての「所得」の合計額（年金収入額に係る所得を含む）を指します。

(注) その他の所得金額及び、合計所得金額については、マイナスの場合は0円とする取り扱いです。また、土地・建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を差し引いた後の金額となります。

● 参考：介護保険料基準額の推移

介護保険事業期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	H12~H14	H15~H17	H18~H20	H21~H23	H24~H26	H27~H29	H30~R2	R3~R5
基準月額保険料 (年額)	2,514円 (30,200円)	2,761円 (33,100円)	4,276円 (51,300円)	4,276円 (51,300円)	4,672円 (56,100円)	5,789円 (69,500円)	6,068円 (72,800円)	6,200円 (74,400円)
第1号被保険者の負担割合	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
保険料段階	5段階	5段階	6段階	9段階	9段階	11段階	11段階	11段階

前期との比較	月 額	-	+247円	+1,515円	±0円	+396円	+1,117円	+279円	+132円
	上昇率	-	9.8%	54.9%	0.0%	9.3%	23.9%	4.8%	2.2%



【高齢者の総合相談窓口】

地域包括支援センター



地域包括支援センターは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、総合的に支援するための中核機関として、保健・福祉・医療に関する専門のスタッフ（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）が各種の相談に応じ必要な支援を行っています。

具体的には、次のような支援を行っています。

◆介護予防のマネジメント

軽度の認定者（介護保険における要支援認定者）や介護保険の対象になるおそれのある方（虚弱高齢者）を対象に介護が必要にならないように介護予防支援計画を作成するなどの支援を行います。

◆高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援

相談の内容に応じて、介護保険だけでなく様々な制度や地域資源等に関する情報を提供したり、高齢者の心身の状況や生活実態の把握を通じて専門的な相談対応を行います。

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）支援

要介護高齢者を担当するケアマネジャーが抱える困難事例に関して助言を行うなどの支援を通じて、要介護高齢者やその家族の生活の質の向上を図ります。

◆高齢者の権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守るために必要な援助や虐待の早期発見・防止に努め、地域の中で安心して生活できるよう迅速・適切な対応を行います。

●利用時間：平日の午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

地域包括支援センター 一覧

名称	所在地	電話 ファクス	メールアドレス
平地域包括支援センター	平字梅本 21 （市役所本庁舎内）	0246-22-1174	taira-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-22-7505	
中央台サブセンター	中央台高久 2-11-2	0246-38-5831	cyuoudai-sub@road.ocn.ne.jp
		0246-38-5841	
小名浜地域包括支援センター	小名浜花畑町 34-2 （小名浜支所北分庁舎内）	0246-53-4760	onahama-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-92-5202	
泉サブセンター	泉町 1-8-9	0246-84-9460	izumi-sub@aurora.ocn.ne.jp
		0246-84-9461	
勿来・田人地域包括支援センター	錦町大島 1 （勿来支所内）	0246-63-2140	nakoso-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-62-2154	
常磐・遠野地域包括支援センター	常磐湯本町吹谷 76-1 （常磐支所内）	0246-43-2151	jyoban-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-43-2205	
内郷・好間・三和地域包括支援センター	内郷高坂町四方木田 191 （総合保健福祉センター内）	0246-27-8660	uchigou-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-27-8640	
四倉・久之浜大久地域包括支援センター	四倉町字西四丁目 11-3 （四倉支所内）	0246-32-2115	yotukura-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-32-2258	
小川・川前地域包括支援センター	小川町高萩字下川原 15-6 （小川支所内）	0246-83-1411	ogawa-houkatu@bz03.plala.or.jp
		0246-83-1329	

第9次いわき市高齢者保健福祉計画 概要版 令和3年3月発行

発行：いわき市 保健福祉部 介護保険課

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 TEL：0246-22-7453 FAX：0246-22-7547

E-mail：kaigohoken@city.iwaki.lg.jp

